

評議員及び役員報酬並びに費用に関する支給規程

公益財団法人えひめ産業振興財団

公益財団法人えひめ産業振興財団評議員及び役員報酬並びに費用に関する支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）の評議員及び役員の報酬並びに費用の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等（宿泊費を含む。）の経費をいう。

(評議員及び役員の報酬)

第3条 評議員及び役員には、定款第13条並びに定款第28条の規定により、無報酬とする。

(評議員及び役員の旅費)

第4条 評議員及び役員の旅費の支給については、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の例によるものとし、その旅費の級格付けは、行政職給料表7級とする。

附 則

この規程は、公益財団法人えひめ産業振興財団の移行登記の日（平成24年4月1日）から施行する。